

總 量 削 減 計 画 (案)  
補 足 資 料

## 1 水質総量規制制度の概要

- 水質総量規制は、人口、産業が集中し汚濁が著しい広域的な閉鎖性水域で、排水規制（濃度規制）のみでは水質環境基準の確保が困難と認められる水域において、水質汚濁を防止する制度である。
- 国は、指定水域を定める（東京湾、伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海（大阪湾を除く。））。
- 国は、指定水域の水質の汚濁を防止し環境基準を確保するため、総量削減基本方針を策定する。
- 知事は、総量削減基本方針に基づき、基本方針に示された各都府県の削減目標量を達成するため、総量削減計画を策定する。
- 総量削減計画には、総量規制基準の設定など計画達成のため必要な方途を定める。

### [総量削減基本方針]

- 指定水域毎に環境大臣が策定し、知事に通知する。  
(方針の内容)
  - ・化学的酸素要求量（COD）、窒素、りんの削減目標量（発生源別、都府県別）
  - ・目標年度（平成21年度）
  - ・汚濁負荷量の総量の削減に関する基本的事項



### [総量削減計画]

- 総量削減基本方針に基づき知事が策定し、公告する。  
(計画の内容)
  - ・発生源別の汚濁負荷量の削減目標量
  - ・削減目標量の達成の方途
  - ・その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

### [総量規制基準による規制]

- ・指定地域内の排水量が 50m<sup>3</sup>/日以上 の工場・事業場（特定事業場）を対象
- ・業種区分ごとに C の値を環境大臣が定めた範囲内で定める。

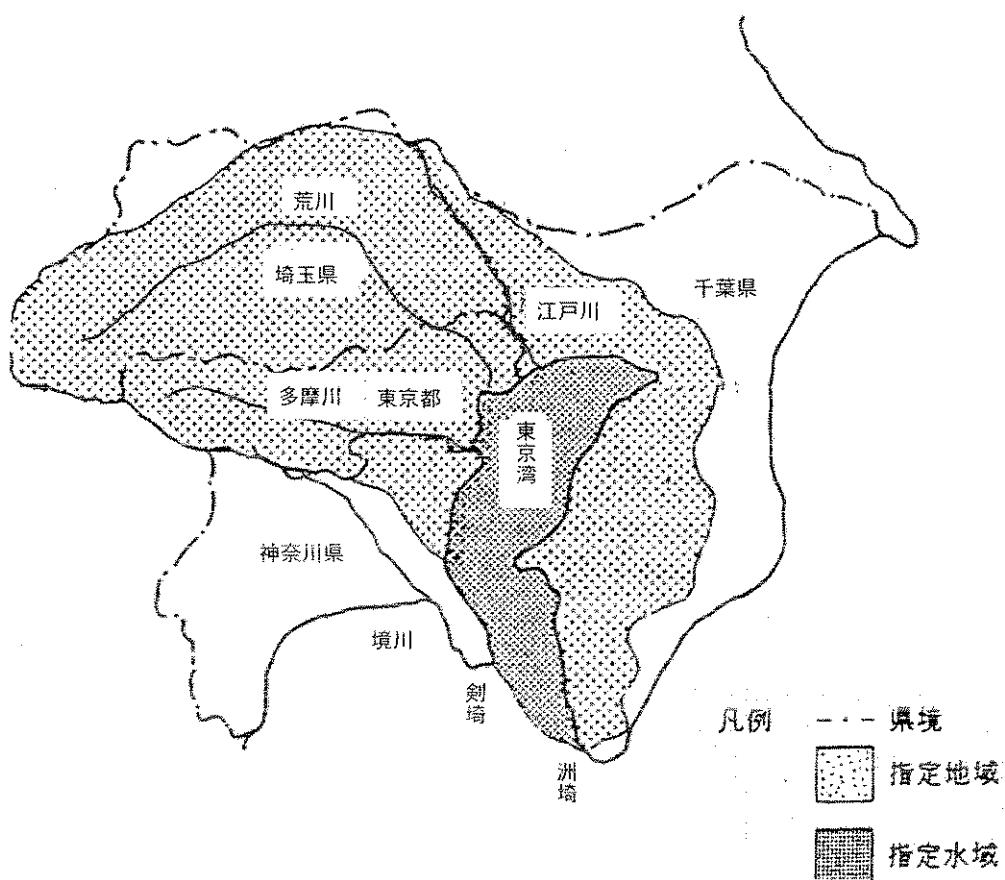
### [規制、指導]

- ・特定事業場以外の事業場を対象に条例、要綱等による規制、指導を行う。

### [事業の実施]

- ・下水道の整備
- ・汚泥のしゅんせつ
- ・水質汚濁の監視等

図1 指定地域及び指定水域



指定地域とは、指定水域に流入する汚濁負荷が発生する地域であり、東京都の場合は、島しょ及び町田市の一一部<sup>(注)</sup>（境川水域）を除く全域である。

(注) 【町田市の指定地域】

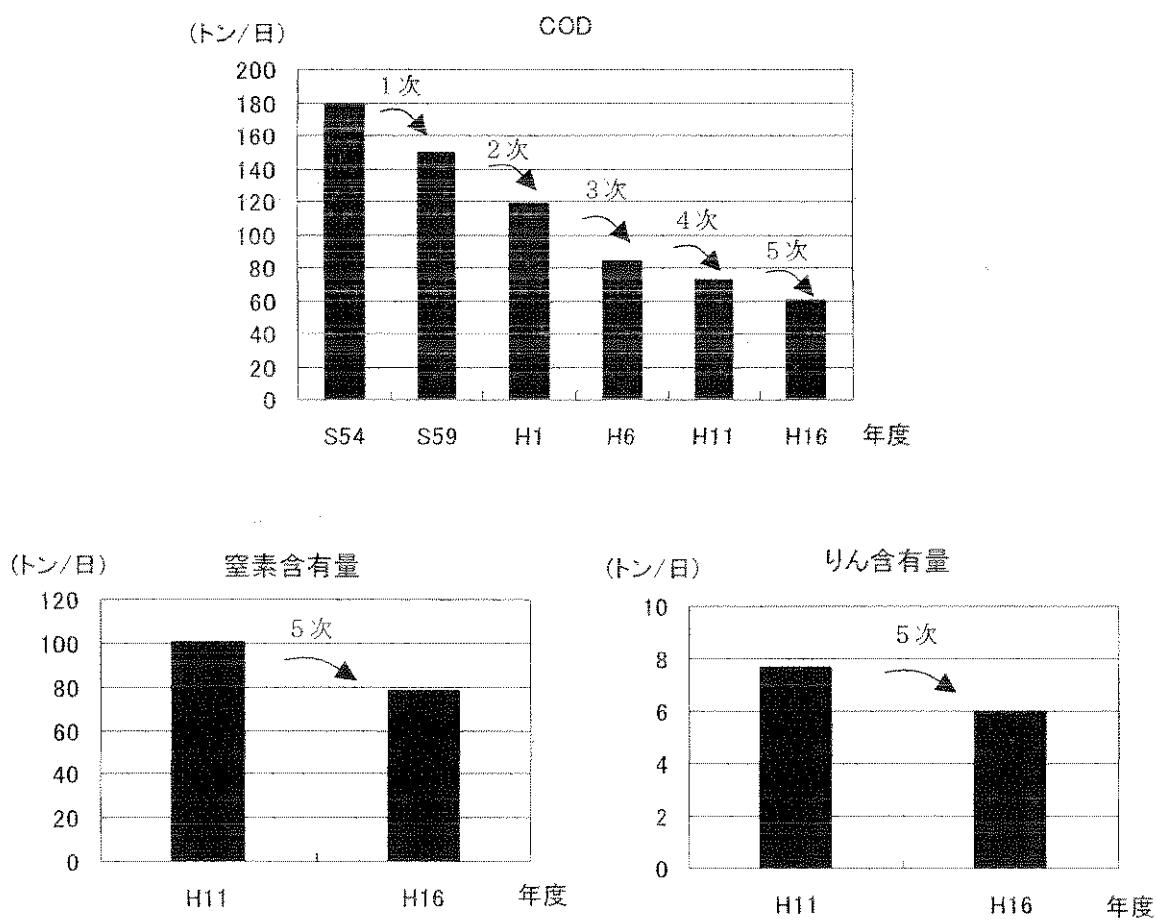
原町田一丁目から原町田六丁目まで、森野一丁目から森野六丁目まで、中町一丁目、中町二丁目、金森（七号及び十三号を除く。）、金森一丁目、鶴間、鶴間一丁目から鶴間三丁目まで、小川（八号及び十号に限る。）、木曾町（二号、五号、十号及び十一号を除く。）、根岸町、矢部町、常盤町、下小山田町八幡平、忠生三丁目、忠生四丁目、相原町（殿丸及び和田内を除く。）及び小山町（二十五号及び二十七号を除く。）を除く地域。

## 2 これまでの都の削減実績

東京都では、指定地域において、昭和54年度から5次にわたり総量削減計画を策定し、取組を進めてきた。なお、水質総量規制の対象となる項目として、CODは第1次から、窒素含有量およびりん含有量は第5次から指定項目に定められている。

その結果、汚濁負荷量は、COD、窒素含有量、りん含有量とも順調に削減されている。

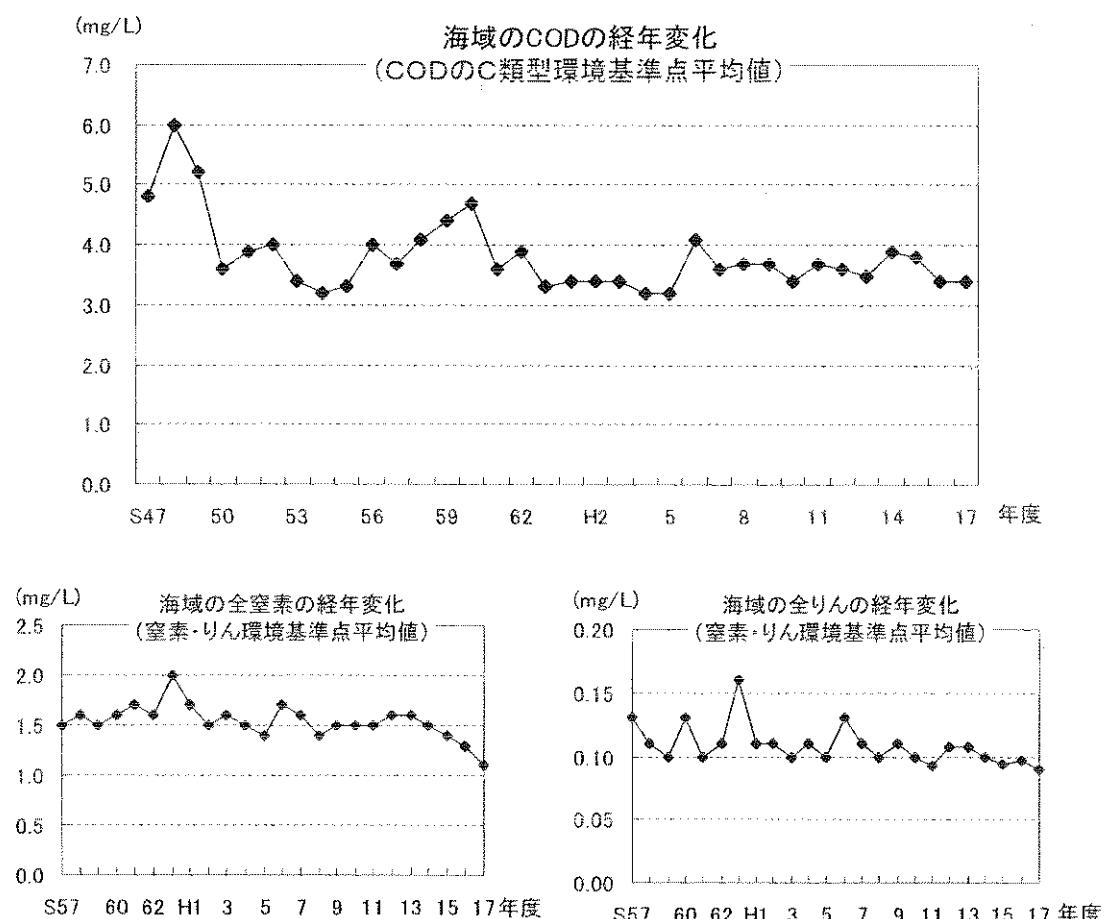
図2 汚濁負荷量の削減実績



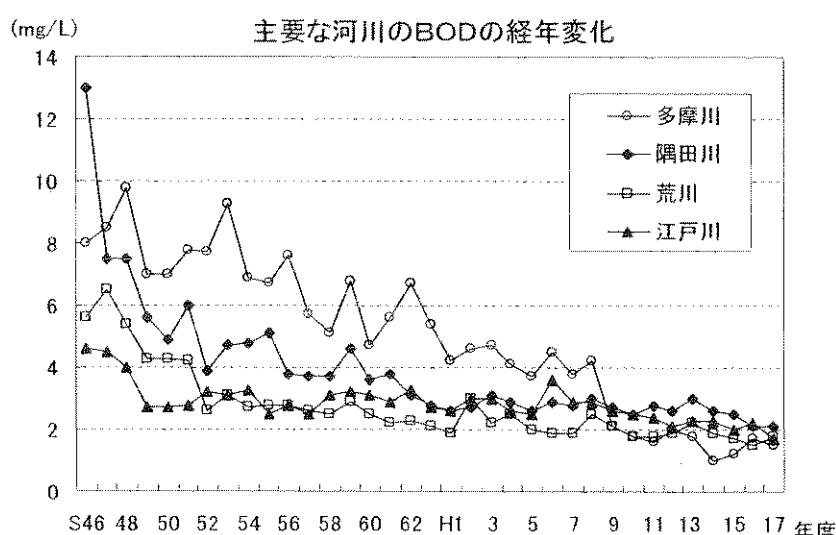
### 3 公共用水域の水質の経年変化

東京都内湾のCOD、全窒素、全りんの経年変化を図3に示す。CODは昭和50年代前半からほぼ横ばいであるのに対し、全窒素及び全りんは近年、低下傾向が見られる。

図3 公共用水域の水質の経年変化



#### (参考)



## 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量 に係る総量削減基本方針（東京湾）

この総量削減基本方針は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の2の規定に基づき、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第1号に掲げる区域について、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量で表示した汚濁負荷量の総量の削減に関し基本的な事項を定めるものである。

ただし、この総量削減基本方針に基づく総量削減計画が定められるまでの間においては、平成13年12月11日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（東京湾）は、なおその効力を有する。

### 1 削減の目標

発生源別及び都県別の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の削減目標量を次のとおりとする。

#### (1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

(単位：トン／日)

	削減目標量	(参考) 平成16年度における量
生活排水	128	144
産業排水	41	42
その他	24	25
総量	193	211

表2 都県別の削減目標量

(単位：トン／日)

	削減目標量	(参考) 平成16年度における量
埼玉県	73	81
千葉県	36	42
東京都	58	61
神奈川県	26	27
総量	193	211

(2) 硝素含有量について

表3 発生源別の削減目標量  
(単位:トン／日)

		削減目標量	(参考) 平成16年度における量
	生活排水	130	136
	産業排水	29	29
	その他	40	43
	総量	199	208

表4 都県別の削減目標量  
(単位:トン／日)

		削減目標量	(参考) 平成16年度における量
	埼玉県	59	61
	千葉県	33	36
	東京都	76	78
	神奈川県	31	33
	総量	199	208

(3) りん含有量について

表5 発生源別の削減目標量  
(単位:トン／日)

		削減目標量	(参考) 平成16年度における量
	生活排水	9.5	10.4
	産業排水	1.7	1.8
	その他	2.7	3.1
	総量	13.9	15.3

表6 都県別の削減目標量  
(単位:トン／日)

		削減目標量	(参考) 平成16年度における量
	埼玉県	3.8	4.1
	千葉県	2.3	2.7
	東京都	5.8	6.0
	神奈川県	2.0	2.5
	総量	13.9	15.3

## 2. 目標年度

目標年度は平成21年度とする。

## 3. 汚濁負荷量の削減の方途

東京湾における水環境改善を図るために、次の施策を推進することにより、削減目標量の達成を図る。

- (1) 下水道整備を促進するほか、地域の実状に応じ、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等各種生活排水処理施設の整備を進めるとともに、生活排水処理の高度化及び適正な維持管理の推進等の生活排水対策を計画的に推進すること。
- (2) 指定地域内事業場について、これまで行われてきた汚濁負荷削減の取り組みと難易度、費用対効果、除去率の季節変動等に配慮した適切な総量規制基準を定め、その遵守を図ること。
- (3) 環境保全型農業の推進、家畜排せつ物の適正な管理、養殖漁場の環境改善、合流式下水道の改善等の施策を推進するほか、小規模特定事業場、未規制事業場等について上乗せ排水基準の設定等による排水規制、汚濁負荷の削減指導等を行うこと。
- (4) 情報発信、普及・啓発等を通じて広範な理解と協力を得ること。

## 4. その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

- (1) 残された干潟を保全するとともに、失われた干潟の再生の推進を図ること。また、底泥除去や覆砂等の底質改善対策の推進を図る。
- (2) その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な諸施策を講ずる。

### (参考)

#### 東京湾に流入する水の汚濁負荷量

(1) 化学的酸素要求量について	
平成16年度における総量	178 トン／日
目標年度における総量	164 トン／日
(2) 硝素含有量について	
平成16年度における総量	195 トン／日
目標年度における総量	188 トン／日
(3) りん含有量について	
平成16年度における総量	13.0 トン／日
目標年度における総量	11.9 トン／日